

政令第
号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

理 由

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。